

SDGs を原動力とした「サンゴの村宣言」プロジェクトの高度化による 持続可能なちいきづくり推進事業委託仕様書

1. 件名

SDGs を原動力とした「サンゴの村宣言」プロジェクトの高度化による
持続可能なちいきづくり推進事業

2. 事業目的

本村は、令和元年度SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）※1に選定され、国の支援を受け自治体SDGsモデル事業による地方創生の実現によって、持続可能なむらづくりを目指している。

本事業においては、地方創生推進交付金を原資として、サンゴのむらづくりに向けた行動計画※2の推進に向けて、平成28年度観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業（世界が訪れたくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業）※3にて策定した、スマート・エコリゾート（以下、「マスタープラン」という。）の実現に向けた施策の再整理と、アクションプランについて検討を行うとともに、恩納村SDGs未来都市計画※4に定められた各施策を推進する。

※1、SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）__別紙1参照

※2、サンゴのむらづくりに向けた行動計画※2__別紙2参照

※3、世界が訪れたくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業※3__別紙3参照

※4、恩納村SDGs未来都市計画※4__別紙4参照

3. 事業内容

（1）マスタープラン実現に向けた検討等

（ア）基礎調査

- ① 「サンゴのむらづくりに向けた行動計画」及び関係事業との整合性を踏まえた実施事業の再整理
- ② 重点取組課題の抽出
- ③ SDGs未来都市計画（自治体SDGsモデル事業）との整合性を踏まえた、アクションプランの検討

（イ）検討委員会運営に関する企画、資料作成、運営補助等

- ① 検討委員会運営計画作成補助
- ② 検討に向けた資料作成補助

③ 検討内容とりまとめ及びアクションプランの作成

(2) 高付加価値な観光商品開発に向けた検討

- (ア) マスタープランに定められた、国際的競争力を持ったスマート・エコリゾートの実現に向けて、地域への経済波及価値を最大化する高付加価値な観光商品等について検討を行う。

(3) 自然環境保全と活用に向けた Green Fins^{※5}の導入

(ア) サンゴ保全プログラム導入に向けた基礎調査と導入モデル検討

- ① 日本 UNEP 協会とのパートナーシップ協定にもとづき、UNEP（(国連環境計画) が世界で普及展開を行っているサンゴ保全プログラム（Green Fins^{※5} 以下、「GF」という。）の導入に向けた基礎調査と導入モデルの検討を行う。

(イ) 関係者への周知及び合意形成

- ① 同プログラムの導入にあたっては、ダイビング協会や漁協等の各組織及び事業者への幅広い周知と理解促進を図る。
- ② また、合意形成のための勉強会や説明会を適宜実施する。

(ウ) 推進体制の構築

- ① 同プログラムの導入及び普及展開等を図るための体制について検討を行い、高度な専門性を持った専任人材の確保と育成を行う。
- ② 多様なステークホルダーとの連携を図る。

(エ) 実行計画の策定

- ① 同プログラムの導入にあたり、3か年の中期計画を策定する。

(4) オーバーツーリズムへの対応

(ア) 先駆的モデルの検討

- ① SDGs 未来都市（自治体 SDGs モデル事業）との整合性を図り、国内外の先進事例等を踏まえた「持続可能な観光地形成」のための仕組みについて検討を行う。
- ② オーバーユースが懸念される「真栄田岬地区（通称：青の洞窟）」をモデルエリアと位置づけて、「持続可能な観光地形成」のための受入環境のあり方等について検討を行う。

(イ) 住環境への対応

- ① 人気の観光スポットだけでなく、農地エリアや住民の居住エリア、村内の交通渋滞、商業施設の混雑、さらには無届の民泊などによる騒音問題等、住民生活への悪影響について実態を調査し、解決策等について検討を行う。

- (5) 村民の雇用の受け皿となる産業が未発達なことに対する対応
 - (ア) 恩納村の観光産業の高質な雇用に見合う人材の確保・育成等
 - (イ) 労働力の確保とダイバーシティの推進に関する意識啓発等
 - (ウ) 女性の活躍推進等

4. 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）への対応

本事業の実施にあたっては、SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）の趣旨にもとづき、恩納村SDGs未来都市計画に定めた考え方に沿って、各施策の検討を行うものとする。

また、恩納村第5次総合計画等への反映を前提に、各事業の整合性を考慮し、全体戦略の策定を行うこと。

- (2) 世界が訪れたいくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業への対応

本事業の実施にあたっては、世界が訪れたいくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業によって策定されたマスタープランを踏まえて、国際的競争力を持ったスマート・エコリゾートの形成実現に向けた各施策について検討を行うこと。

- (3) 多様な関係者への理解促進と普及啓発について

SDGsの基本的考え方等を含め、地域住民や地元企業、団体との幅広い関係者の理解促進に努めるとともに、本事業の趣旨や2030年のあるべき姿及び事業実施の意義等について普及啓発を行う。

5. 成果品

- (1) 本業務の成果品として、下記のことを提出する。

- ① SDGsを原動力とした「サンゴの村宣言」プロジェクトの高度化による持続可能なちいきづくり推進事業__報告書 20部
- ② 上記の①の電子データ …………… 一式

6. その他

- (1) 事業の実施内容については、本村担当者と十分な打合せを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は本村担当者と綿密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、調査、分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査等を実施するものとする。
- (3) 再委託等（外注を含む）を行う場合には、事前に本村の承認を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- (5) 本事業の対象となる経費は、次のとおり。
 - ① 人件費（謝金を含む。）
 - ② 事業費（調査旅費、印刷費（検討会及びセミナーの配布資料、「事業報告書」作成費を含む。）、通信運搬費、補助職員人費、その他事業実施にあたり特に直接必要と認められる経費）
 - ③ 再委託費
 - ④ 一般管理費（人件費＋事業費の10%以内）
 - ⑤ 消費税及び地方消費税
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び詳細、または契約書に記載無き事項については、本村担当者と協議すること。
- (8) 本事業の実施に際し、実施方法等について本村担当者と協議の上、調整すること。
- (9) その他、本業務において疑義が生じた場合については、本村担当者と協議を行うこと。

7. 履行期限

令和2年3月31日

8. 本村担当者

沖縄県恩納村企画課企画係 當山

TEL : 098-966-1201（直通）